

青森県がん対策推進条例の概要

(平成28年12月16日公布 平成28年12月16日施行)

前文

- ・がんは県民の健康に対する脅威となっている。
- ・関係者が連携して、総合的、計画的ながん対策を強力に進め、加速化する必要がある。
- ・がんの克服を県政の重要課題と位置付け、県を挙げてがん対策を推進する。

目的 (第1条)

- ・がん対策の推進の基本理念を定め、県等の責務を明らかにする
 - ・がん対策の推進の施策の基本事項等を定める
- ↓
- がん対策を総合的・計画的に推進
県民の健康の保持増進に寄与

基本理念 (第2条)

- ・がん克服のため、専門的、学際的、総合的な研究を促進し、その成果を活用する
- ・がん患者がどこに住んでいても、適切ながん医療を受けられることができる
- ・がん患者の意向を踏まえた、がんの治療方法等が選択できる医療提供体制が整備される

関係者の責務等 (第3～7条)

主体	果たすべき責務等
青森県	・基本的・総合的な施策の策定、実施
医療保険者	・県のがん予防、がん検診の普及啓発等の施策への協力
青森県民	・生活習慣が健康に及ぼす影響等の正しい知識の習得 ・がん検診の受診
医師等	・県のがん対策に関する施策への協力、がん予防への寄与 ・がん患者の置かれている状況の認識、がん医療の実施
事業者	・県のがん対策に関する施策への協力 ・労働者への健康保持増進の措置 ・がん罹患患者等の就労環境の整備

受動喫煙防止 (第8～9条)

- ・公共的施設
→利用者に対する受動喫煙防止のための配慮
- ・事業場
→労働者に対する受動喫煙防止のための配慮

基本的施策 (第10～13条)

項目	主な施策
予防・早期発見の推進	・がんの予防の推進(生活習慣等の正しい知識の普及等) ・がん検診の質の向上 ・がん検診の受診率向上 ・事業者が行う労働者の健康の保持増進の措置に対する支援 ・がんに関する教育
がん医療の均てん化の推進	・がん医療に携わる医療従事者の育成 ・専門的ながん医療を行う医療機関の整備 ・医療機関間の連携協力体制の整備 ・がん患者の療養生活の質の向上 ・がん医療に関する情報収集・提供、がん患者等に対する相談支援等 ・がん患者の罹患状況等の把握・分析
研究の推進等	・がんの罹患率、死亡率低下に資する研究の促進、成果の活用 ・がんの治験、臨床研究の円滑実施のための環境整備
受動喫煙防止対策	・公共的施設における受動喫煙防止対策に対する支援 ・事業場における受動喫煙防止対策に対する支援

県議会との関係 (第14～15条)

- ・基本的施策に係る議会報告
- ・議会による政策立案・政策提言

推進体制等 (第16～18条)

- ・関係者とのがん対策推進体制の整備
- ・市町村のがん対策への支援
- ・がん対策に必要な財政措置